

平成 23 年度 松江市社会福祉法人・施設等指導監査の実施結果の概要

1. 社会福祉法人及び社会福祉施設等に対する指導監査の実施状況

(1) 実施期間

平成 23 年 6 月から平成 24 年 3 月まで

(2) 一般指導監査

実地監査(調査)

区 分	所管法人 ・施設数	実地監査 (立入調査)	文書指摘 法人・施設数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
社会福祉法人	48	24	21	87.5	69
一般法人	32	22	19	86.4	63
保育所のみ法人	15	1	1	100.0	5
社会福祉協議会	1	1	1	100.0	1
児童福祉施設等	75	75	54	72.0	193
認可保育所(公設公営)	14	14	10	71.4	37
" (公設民営)	3	3	3	100.0	6
" (私立)	48	48	41	85.4	150
認可外保育所(事業所内)	7	7	0	0.0	0
" (事業所内以外)	3	3	0	0.0	0
老人福祉施設	8	3	3	100.0	7
養護老人ホーム	2	0	0	-	-
軽費老人ホーム	6	3	3	100.0	7
合 計	131	102	78	76.5	269

所管法人・施設数は、H23.4.1 現在(旧東出雲町分を含む)

(3) 特別監査(調査)

1 法人について実施

(4) 指導監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課職員が実施

(5) 指導監査における留意事項(実施方針)

平成 23 年度の指導監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部統制の確立による適正な法人運営及び施設経営の確保
- 入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- 職員の意欲向上につながる就業環境の確保
- 法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

(6) 指導監査結果の概要

特別監査(調査)

1 法人に対して特別監査を実施し、実態解明を図った。是正改善する事項については、1 ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、改善状況の確認を行った。

一般監査(調査)

社会福祉法人

法人運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、法定期間内での登記、定款変更、会計管理など基本的な事項において不適切な事務処理が見受けられた。また、契約事務では随意契約を締結する際の理由が明確にされていない事例が見受けられた。その他、就業規則・給与規程の実態との乖離等、労働基準法等関係諸法に即していない事例が見受けられた。

各法人の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

児童福祉施設等(保育所)

施設運営及び児童の処遇に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかったが、最低基準に基づく職員が配置されていない事例が見受けられた。また、衛生管理では調理従事者の健康チェックや保存食の管理について、防災対策では土砂災害(風水害)に対応した避難訓練や防災計画・対応マニュアルの作成等について指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

老人福祉施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。事前に提出された監査調書等を参考に、運営・設備基準に基づく適切な運営について指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

(7) 平成23年度の主な指摘事項

社会福祉法人

定款変更に係る理事会の審議後、遅滞なく定款変更認可申請を行っていない。

資産総額の変更登記、理事長重任登記が法定期限内に行われていない。

就業規則が勤務実態と乖離している。

給与規程が支給実態と乖離している。また、諸手当が拳証資料のないまま支給されている。

監事監査時にチェックリストの活用がなされていない。

1社のみ見積とする場合の随意契約理由が明確でない。

経理規程の内容が実態と乖離している。

経理規程に基づく内部経理監査が実施されていない。

小口現金の保有額が経理規程で定められている限度額を超えている

通帳、印鑑の管理が同一職員により行われている。

決算附属明細表が作成されていない。

児童福祉施設等(保育所)

職員の配置基準が充足していない時間帯がある。

保育課程・指導計画の内容が不十分である。

消火訓練・避難訓練が行われていない月がある。

避難経路図が掲示されていない。

事故発生時の報告がされていない。

医薬品の保管・管理が徹底されていない。

タオルが共用されている。

給食の保存食が-20度以下で保存されていない。

老人福祉施設

感染症等の予防及びまん延の防止に関する委員会が適切に開催されていない。

施設の見やすい場所に、運営規程の概要等に関する重要事項が掲示されていない。

入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行う身体拘束について、その手続き・記録方法を定めていない。

2. 介護保険事業者に対する指導及び監査の実施状況

(1) 実施期間

平成23年7月から平成24年3月まで

(2) 指導

実地指導

区 分	所管施設 ・事業所数	実地指導 及び監査	文書指摘施設 ・事業所数	文書指摘 率(%)	文書指摘 件 数
介護保険施設	24	10	10	100.0	45
介護老人福祉施設	17	7	7	100.0	35
介護老人保健施設	7	3	3	100.0	10
在宅サービス事業所	294	81	79	97.5	440
訪問介護	53	15	13	86.7	90
訪問入浴介護	2	0	0	-	-
訪問看護	14	4	4	100.0	19
訪問リハビリテーション	1	0	0	-	-
通所介護	64	19	19	100.0	101
通所リハビリテーション	12	6	6	100.0	31
居宅介護支援	64	19	19	100.0	87
福祉用具貸与	24	7	7	100.0	50
福祉用具販売	24	7	7	100.0	50
短期入所者生活介護	18	0	0	-	-
短期入所者療養介護	10	0	0	-	-
特定施設入居者生活介護	8	4	4	100.0	12
合 計	318	91	89	97.8	485

所管施設・事業所数は、H23.4.1 現在(旧東出雲町分を含む)。介護予防事業所を除く

集団指導

318 事業所を対象に実施

(3) 監査

実施なし

(4) 指導及び監査の実施体制

松江市健康福祉部監査指導課職員が実施

(5) 指導及び監査における留意事項(実施方針)

平成23年度の指導及び監査の実施に当たっては、次の事項に特に留意して実施した。

- 介護保険施設及び事業者の育成支援を基本とした介護給付・予防給付等対象サービスの質の確保と向上
- 保険給付の適正化
- 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭においた利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保

(6) 指導及び監査結果の概要

実地指導

介護保険施設

施設運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、加算の算定要件を満たしていないケースについて、報酬返還を行った事例があった。各施設での身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に対する取り組み、ケアプランを中心とした一連のサービス提供及び認知症ケアに対する理解について、重点的に指導を行った。

各施設の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、挙証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により

改善の徹底を図った。

在宅サービス事業所

事業所運営に大きな影響を及ぼすような不適正な事例は認められなかったが、実地指導を行った際に、サービス提供記録等の拳証資料が十分でなく、報酬返還を行った事例があった。自己点検シートによる運営基準の確認を中心に指導を行った。

各事業所の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況の報告を求め、拳証資料により改善状況の確認を行った。また、期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により改善の徹底を図った。

集団指導

介護保険制度の理解、不正請求の防止等を目的に集団指導を実施した。

監査

実施なし

(7) 平成23年度の主な指摘事項

介護保険施設

出勤記録(出勤簿等)と勤務記録(実績一覧等)の内容に不備(不一致等)がある。

各種マニュアル(事故対応等)の整備を行っていない。

利用者またはその家族の秘密保持のために十分な措置がとられていない。

重要事項の掲示内容に誤りがある(行政相談窓口等)。

施設介護計画の内容について、不十分なものがある(期間の設定等)。

身体拘束廃止について利用者家族への説明を十分に行う必要がある。

利用者の居室環境について日常生活の場となるような配慮が必要である。

在宅サービス事業所

出勤記録(出勤簿等)と勤務記録(実績一覧等)の内容に不備(不一致等)がある。

各種マニュアル(事故対応等)の整備を行っていない。

利用者又はその家族の秘密保持のために十分な措置がとられていない。

重要事項の掲示内容に誤りがある(行政相談窓口、事業実施地域等)。

重要事項説明書の内容に誤りがある(事業実施地域、料金等)。

事業所及び事業ごとに会計の区分がなされていない。

居宅サービス計画等の各種記録について一部確認できないものがあった。

(8) 営利法人に対する書面監査の実施状況

平成23年6月~7月実施。(67事業所対象)

(9) その他(良好事例等)

認知症のある独居高齢者がデイサービスや受診等の日程を確認できるように、スケジュールを入れたA3サイズのカレンダーを渡している(現在4~5名を対象)【居宅介護支援】

居宅介護計画や利用表等を整理しやすいように、各利用者に対してタイトルを付けたフラットファイル(A4)を渡している。【居宅介護支援】

利用者一人ひとりに対して“個別レク”を年に1回以上実施している。これは、利用者・各部屋担当者・生活相談員・家族等が相談して利用者のためのレクリエーションを企画・実行するもの。実施例としては、一時帰宅(胃ろうの人も)・施設外での食事・外出行事など。【介護老人福祉施設】